

山岡デイサービスセンターゆとり 及び  
山岡ショートステイほのぼの荘  
指定管理者公募要項

令和7年7月

恵那市医療福祉部

高 齢 福 祉 課

## 1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、令和8年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設

#### ア 名 称

山岡デイサービスセンターゆとり 及び

山岡ショートステイほのぼの荘（以下「当該施設」という。）

#### イ 所在地

恵那市山岡町上手向599番地1

#### ウ 開 設

平成16年 5 月

#### エ 定 員

- |                   |      |
|-------------------|------|
| ① 山岡デイサービスセンターゆとり | 25 人 |
| ② 山岡ショートステイほのぼの荘  | 8 人  |

#### オ 建物の概要

- ・ 構造： 鉄骨平屋建
- ・ 敷地面積： 2,792.84㎡
- ・ 建物延床面積： 989.5㎡
- ・ 施設内容： 機能回復訓練室、静養室、厨房、食堂、特殊浴室、一般浴室、便所、脱衣室、洗濯室、居室（個室8室）、スタッフルーム等

#### カ 特定使用

- ・ 山岡健康プラザ（増進センター、山岡診療所、山岡デイサービス、山岡ショートステイ構成。以下「健康プラザ」と言う。）全体に関わる光熱水費（水道料、電気代）、簡易専用水道法定検査料、保安管理業務委託料、自家用電気工作物、自動火災報知器保守管理料は、健康プラザを構成する各施設の按分による。
- ・ 健康プラザ中庭の管理（草刈、清掃等）は構成する各施設共同とする。

### (2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

### (3) 指定管理者の公募及び選定

指定管理者の公募及び選定は、「恵那市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき設置される「恵那市公の施設管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募者の中から恵那市デイサービスセンター条例及び恵那市山岡ショートステイ施設条例の設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後に公表します。

その後、恵那市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

### (4) 問合せ先

### 3 当該施設の概要

#### （１）施設の設置目的

当該施設は、恵那市デイサービスセンター条例及び恵那市山岡ショートステイ施設条例に基づき設置される施設です。

#### （２）実施事業

- ① 恵那市デイサービスセンター条例及び恵那市山岡ショートステイ施設条例に基づき、老人福祉法第20条の2の2に規定する業務（老人デイサービスセンター）、老人福祉法第20条の3に規定する業務（老人短期入所施設）の実施に関する事

- ② 施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務

当該施設の施設及び設備・備品について、その状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理に関する事

##### （ア）施設及び設備の維持保全及び管理

指定管理者は、別に市が定める方式により、施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。施設・設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

また、指定管理者は1件あたり50万円未満の範囲内で修繕（小破修繕）を実施します。

##### （イ）施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行います。

指定管理者は、大規模改修工事の計画にあたり、利用者の安全・安心を優先し効率的かつ低コスト、環境に配慮した改修等に関する意見を提案することができます。但し、大規模改修工事の期間、介護サービスが滞り又は低下することなく利用者の安全・安心を確保し、円滑な運営ができるよう留意していただきます。

##### （ウ）その他市長が必要と認める事

※ なお、事業の運営にあたっては、関係法令を遵守してください。

- ③ 自主事業

指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができます。自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けてください。その際、市と指定管理者は必要に応じて協議を行い、自主事業の実施条件等を定めることができます。

#### （３）職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

- ① 職員配置

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に基づき、サービス種別ごとに関係法令に定められた職員配置規準を遵守してください。

- ② 経理に関する事項

本業務に要する指定管理料は、恵那市デイサービスセンター条例及び恵那市山岡ショートステイ施設条例により算定した費用の額並びに利用者から収受する収入金をもって充てます。尚、過去5年間の運営状況については別紙の通りです。

(ア) 収入として見込まれるもの

- a. 介護報酬
- b. 利用料金（食費、居住費または滞在費、本人1割若しくは2割負担等）
- c. その他自主事業収入及び目的外使用に伴う収入（自動販売機等）

(イ) 管理口座

経費及び収入は、法人との口座とは別の口座で管理してください。

(ウ) 指定管理者負担金

指定管理者は、管理する建物の大規模改修に引き当てるため、減価償却の一部を恵那市に納付します。納付額は、年度協定で定めます。

(エ) 修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり50万円未満の範囲内で、指定管理者が負担します。1件あたり50万円以上の修繕については、恵那市の予算の範囲内で協議するものとします。

(4) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、別表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

なお、管理上の瑕疵により生じるリスクについては、別表にかかわらず指定管理者の負担とします。

(5) 業務実施上の留意事項

① 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・ 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）
- ・ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・ 恵那市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成28年3月1日告示第7号の3）
- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- ・ 恵那市基準該当居宅サービス事業者の登録等に関する規則（平成22年3月30日規則第10号）
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- ・ 恵那市デイサービスセンター条例（平成17年12月20日条例第120号）
- ・ 恵那市山岡ショートステイ施設条例（平成16年10月25日条例第74号）
- ・ 恵那市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例及び同施行規則（平成17年条例第5号、平成17年規則第1号）
- ・ 恵那市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成28年3月1日規則第1号）
- ・ 恵那市情報公開条例及び同施行規則（平成16年条例第14号、平成16年規則第22号）
- ・ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

- ・ 恵那市個人情報保護条例及び同施行規則（平成16年条例第15号、平成16年規則第23号）
- ・ 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法等）
- ・ 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律等）
- ・ その他管理運営に適用される法令

## ② 業務の基準・評価について

### （ア）事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、恵那市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

### （イ）自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

### （ウ）第三者評価の実施

恵那市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者にお願いする場合があります。

当該施設に関する第三者評価は、外部有識者等による第三者評価委員会を設置し、指定管理者の施設運営について第三者による評価を実施します。

なお、受審に伴う費用は指定管理者の負担となります。

### （エ）業務の基準を満たしていない場合の措置

恵那市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、恵那市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、恵那市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引き継ぎを行うものとします。

## ③ その他

### （ア）個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、恵那市個人情報保護条例（平成16年条例第15号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、恵那市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

### （イ）情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

恵那市情報公開条例（平成16年10月恵那市条例第14号）の趣旨に則り、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき情報開示請求等に対して適切に対応することとします。

### （ウ）事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a. 指定管理者の責めに帰すべき事由により、恵那市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。恵那市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して賠償した金額及びその賠償に要した費用を求償します。
- b. 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を恵那市へ報告しなければなりません。
- c. 指定管理者は、損害保険会社により提供されている施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、恵那市に提出することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に当該施設を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 環境への配慮

「恵那市地球温暖化対策実行計画」による温室効果ガスの削減、「恵那市一般廃棄物処理実施計画」によるごみ排出量の削減、「恵那市SDGs未来都市計画」による持続可能な共生社会の形成に向けた活動等に対して、積極的に取り組み協力することとします。

(キ) 事業の継続が困難となった場合の措置

a. 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

恵那市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるとします。その場合は恵那市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引き継ぎを行うものとします。

b. 当事者の責めに帰することができない事由による場合

恵那市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(ク) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、恵那市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ケ) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、恵那市市民サービス部税務課、所轄の県税事務所及び税務署にお問い合わせください。

(コ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。

(サ) 緊急時に備えた計画書の作成

火災、災害等の事故が発生した場合、応急救護、初期消火、避難誘導、関係機関への通

報、周辺地域の支援及び受入に向けた配慮等についての計画書を作成してください。

(シ) 目的外使用について

自動販売機等の設置を行っている施設は、毎年、指定管理者が恵那市へ目的外使用許可の申請を行うものとします。

また、指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ス) その他

その他、記載のない事項については、市長と協議を行なうこととします。

(6) 指定管理期間前令和8年1月頃から令和8年3月31日までを引き継ぎ期間とします。

① 引き継ぎ者

業務の引き継ぎは、令和8年度に指定管理者として指定を受けた時点において、施設の長である者及び各職種の責任者若しくは直接職務に当たる者で、現当該施設の各職種の責任者等から直接引き継ぎを受けてください。

② 引き継ぎ方法・内容等

業務の引き継ぎ方法・内容等については、仮協定書の締結後に別に協議します。

③ 引き継ぎに要する経費

業務の引き継ぎに要する経費については、仮協定書の締結後に別に協議します。

④ 引き継ぎの留意点

(ア) 引き継ぎにおいて個人情報を取り扱う場合は、指定管理者として管理業務を実施する場合と同様の取り扱いとすること。

(イ) 当該施設の介護サービス方針を尊重し、指定管理開始後の利用者の不安や精神的負担を最小限にとどめるよう努めてください。

(ウ) 利用者の家族との連携を密にし、家族が安心して預けられるように努めてください。

## 4 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

|    | 内容                 | 時期                     |
|----|--------------------|------------------------|
| 1  | 募集要項の公表・配布（ホームページ） | 7月 24日（木）～ 8月 22日（金）   |
| 2  | 説明会・現地見学会の開催       | 8月 25日（月）              |
| 3  | 質問受付期間             | 8月 25日（月）～ 8月 27日（水）   |
| 4  | 質問回答期間             | 9月 1日（月）～ 9月 2日（火）     |
| 5  | 申請書受付期間            | 9月 3日（水）～ 9月 9日（火）     |
| 6  | 第一次審査（資格審査）        | 9月 10日（水）～ 9月 11日（木）   |
| 7  | 第一次審査結果通知          | 9月 12日（金）              |
| 8  | 第二次審査（提案内容等の審査）    | 9月 16日（火）～ 9月 19日（金）   |
| 9  | 第二次審査後選定委員会協議      | 9月 29日（月）～ 10月 17日（金）  |
| 10 | 選定結果の通知・公表         | 10月 20日（月）～ 10月 24日（金） |
| 11 | 仮協定の締結             | 10月 20日（月）～ 10月 24日（金） |
| 12 | 指定議案議決             | 12月下旬                  |
| 13 | 指定の通知              | 議会議決後                  |
| 14 | 事務引継・トレーニング        | 1月～3月                  |

|    |         |      |
|----|---------|------|
| 15 | 基本協定の締結 | 4月1日 |
| 16 | 年度協定の締結 | 4月1日 |
| 17 | 指定管理施行  | 4月1日 |

## 5 募集要項及び仕様書並びに申請様式の配布

### (1) 配布場所

恵那市ホームページにて配布

### (2) 配布期間及び配布時間

令和7年7月24日（木）から8月22日（金）まで

### (3) 配布方法

恵那市ホームページに公表します。そちらよりダウンロードしてください。

※窓口、郵送、FAX、電子メール等による配布は行いません。恵那市ホームページからダウンロードができない場合は問合せ先へご相談ください。

## 6 応募資格

以下のいずれについても満たしていることを条件とします。

- (1) 介護保険法の定めにより事業所の指定等を受けることができる者であること
- (2) 恵那市内または恵那市外の近隣市町村で、介護保険法に規定されている指定居宅サービス事業所等を1年以上（令和7年4月1日現在）良好に運営していること
- (3) 介護保険法及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に基づき、現在の利用者に対して引き続き適切にサービスの提供を行うことができること

## 7 応募手続き

### (1) 応募書類の提出

応募書類は次のとおりです。

- ①恵那市指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ②団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ③法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- ④代表者の住民票抄本
- ⑤申請法人の役員名簿
- ⑥事業計画書（様式第2号）

令和8年度から令和12年度までの事業計画について提案してください。

- ⑦収支予算書（様式第3号）

令和8年度から令和12年度までの収支予算について提案してください。

- ⑧直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等
- ⑨法人の概要説明書（パンフレット等団体の概要がわかるもの）
- ⑨ 納税証明書

法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税1か年分（市税については「市税完納証明書」。）〔注〕

〔注〕

- ア 恵那市内に本社がある場合は、市税（法人市民税・代表者個人の市県民税）及び国税（法人税・消費税及び地方消費税）・・・市内業者
- イ 恵那市内に営業所がある場合は、市税（法人市民税）・岐阜県税（法人事業税・法人県民



税) 及び国税(法人税・消費税及び地方消費税)・・・準市内業者

ウ 岐阜県内に本社がある場合は、岐阜県税(法人事業税・法人県民税) 及び国税(法人税・消費税及び地方消費税)・・・県内業者

エ 岐阜県外に本社がある場合は、国税(法人税・消費税及び地方消費税) 及び岐阜県内に営業所等があるものは、岐阜県税(法人事業税・法人県民税)・・・県外業者

※上記ウ及びエに該当するもので法人又は代表者個人に恵那市税が課税されている場合は、その納税証明書を添付してください。法人登録のない団体においては、代表者の所得税及び代表者個人に恵那市税が課税されている場合は、その納税証明書を添付してください。新設会社の場合は、法人設置等報告書の控えとします。

(2) 応募受付場所

問合せ先に同じ

(3) 受付期間及び受付時間

令和7年9月3日(水)から9月9日(火)まで(土日祝日は除く)

午前8時30分から午後5時15分まで(必着)

(4) 応募方法

① 応募は、持参又は郵送に限ります。

② 令和7年9月9日(火)午後5時15分までに必着とします。

③ 提出書類「正・副」すべてに、見出し(インデックス)を付してください。

(5) 提出部数

正本1部 副本 8部

(6) 市が追加を依頼する書類

市が必要と認める場合は、本要項7.(1)で定める応募書類以外の書類の提出を求める場合があります。

(7) 第二次審査の実施

応募書類の提出後に提案内容等についてヒアリングを実施します。尚、第二次審査における審査基準は本要項10.(1)で定める選定基準によります。ヒアリングの日時については後日お知らせします。

(8) 応募者が運営する類似施設等の実地調査

市が必要と認めるときは、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行う場合があります。

(9) 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、恵那市は指定管理者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。

(10) 特許権等

申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

(11) 応募に関する留意事項

①指定管理者指定申請書の提出をもって、募集要項及び仕様書の記載内容を承諾したものとします。

②応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

③指定管理業務履行に伴う法人市民税等の課税の有無及び税額等については賦課権者に照会してください。

④提出書類の変更及び返却は認めません。

⑤提出書類等については、情報公開の請求により開示することがあります。

- ⑥申請書提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- ⑦郵送の場合は、追跡可能な郵送方法で応募してください。
- (12) 無効又は失格
- 次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となります。
- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかった場合
  - ②申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - ③申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
  - ④虚偽の内容が記載されている場合
  - ⑤同一の申請者が複数提案を行った場合
  - ⑥審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ⑦著しく信義に反する行為があった場合

## 8 現地説明会の開催

- (1) 開催日時
- 令和7年8月25日(月)午後1時30分から(受付：午後1時15分から)
- (2) 開催場所
- 山岡デイサービスセンターゆとり(恵那市山岡町上手向599番地1)
- (3) 参加申込み
- ①希望する団体は「説明会・現地見学会参加申込書(別紙1)」に必要事項を記入のうえ、高齢福祉課窓口へ持参(土日祝日を除く)又は郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、令和7年8月20日(水)午後5時までに申込んでください。
  - ※高齢福祉課窓口への持参以外の申し込みの場合は、必ず送付した旨の電話連絡をお願いします。
  - ②参加人数は、各団体2名以内とします。

## 9 公募内容に関する質問

- (1) 質問の受付期間及び受付時間
- 令和7年8月25日(月)から8月27日(水)まで(必着)
- (窓口：午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く))
- (2) 質問の方法
- 「山岡デイサービスセンターゆとり等指定管理に関する質問書(別紙2)」により、高齢福祉課窓口(土日祝日を除く)、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで行ってください。
- ※高齢福祉課窓口へ直接の提出以外は、必ず送付した旨の電話連絡をお願いします。
- (3) 質問の受付場所
- 問合せ先に同じ
- (4) 質問への回答予定期日
- 質問に対する回答は、質問者を非公開としたうえで令和7年9月1日(月)から令和7年9月2日(火)午後5時頃までに恵那市ホームページに掲載する予定です(前後する場合があります)。

## 10 指定管理者候補者の選定等

- (1) 選定方法
- ①指定管理者の候補者選定

指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）は、市が設置する指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において決定します。指定候補者の審査にあたり、選定委員会が必要と認めたときは、応募者に説明を求める場合があります。また、他の応募者がいない場合においても、選定委員会での審査を経て決定します。なお、審査の結果、基準に達する者がいないと認め、該当者なしとする場合があります。

## ② 審査内容

指定候補者の選定に当たっては、次の選定基準及び審査項目（内容）並びに配点ウェイトにより審査します。

| 選定基準                                                                                                       | 審査項目                            | 審査内容                                                 | 配点 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------|----|
| 1 事業計画の内容が、利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。（恵那市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項第1号）              | (1)管理運営にあたっての基本理念、姿勢について        | ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか                           | 10 |
|                                                                                                            | (2)利用者のサービス向上を図るための具体的な方策       | ・利用者サービスの向上や利用促進に対する取り組みは、適切かつ実現可能な内容となっているか         | 5  |
|                                                                                                            |                                 | ・複合施設としての利点が活用できているか                                 | 15 |
|                                                                                                            |                                 | ・自主事業は施設利用者の集客につながる提案となっているか                         | 5  |
| 2 事業計画の内容が当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。（恵那市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項第2号） | (1)施設の維持管理の内容、適格性及び実現性及び可能性     | ・日常的な施設の安全管理や使用者の安全確保の具体的な方策が立てられているか                | 5  |
|                                                                                                            | (2)収入支出の積算と管理計画の整合性・実現性について     | ・実現可能な事業計画であり、予算規模や内容が計画にそって適切か。                     | 5  |
| 3 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体等であること。（恵那市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項第3号）                           | (1)団体の安定性、継続性について               | ・財政状況は健全であり、業務を確実に実行する経営的に安定している団体であるか。              | 10 |
|                                                                                                            | (2)職員構成、職員数、職員採用・確保方法、研修(育成)体制等 | ・業務を円滑に推進できる職員等の配置や業務分担がなされ、また、職員等の指導育成や研修体制は十分であるか。 | 5  |

|                                                                                   |                   |                                                       |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------|-----|
|                                                                                   | (3)他の団体と比較した費用対効果 | ・提案された事業規模や計画が適切であり、加えて経費の面からみて優位か。                   | 20  |
| 4 その他指定管理施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有する団体等であること。(恵那市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項第4号) | (1)人員確保に向けた取り組み   | ・施設運営に必要な人員確保を適切に行うよう考えられているか。                        | 15  |
|                                                                                   | (2)危機管理体制         | ・危機管理計画・事故や災害発生時の危機管理にかかる意識や能力があり、発生時の具体的な対応が示されているか。 | 5   |
|                                                                                   | 合 計 点 数           |                                                       | 100 |

## (2) 選定結果

①指定候補者の選定は、令和7年10月頃の予定です。

②選定結果を応募者全員に文書で通知するとともに、選定した指定候補者及び審査内容について公表します。

## (3) 恵那市議会の議決等

①恵那市は、地方自治法に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案（以下「指定議案」という。）を令和7年12月恵那市議会定例会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

②次に掲げる場合であっても、指定候補者が当該施設の管理運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、恵那市は一切補償しませんのであらかじめご了承ください。

ア 上記①の議案について、恵那市議会が否決したとき。

イ 上記①の議案について、恵那市議会が会期中に議決に至らなかったとき。

ウ 上記①ただし書により、市が指定候補者の選定を取り消したとき。

## 1.1 指定管理者の指定手続き等

### (1) 指定管理者の指定

指定議案の議決後に、指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、告示するとともに、当該指定候補者に「指定管理者指定通知書」により通知します。

### (2) 指定管理者との協定締結

前記(1)の手続の後、指定管理者は恵那市と協定を締結します。

### (3) 協定の主な内容

① 管理運営業務の範囲及び内容

② 法令の遵守

③ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)

④ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方

法の原則等)

- ⑤ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- ⑥ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- ⑦ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ⑧ 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ⑨ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑩ 指定管理満了に関する事項
- ⑪ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- ⑫ 協定内容の変更に関する事項
- ⑬ その他必要な事項

## 1 2 指定管理者の指定の取消等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- (1) 管理運営する施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき。
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
- (3) 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき。
- (4) 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失ったとき。
- (5) 申込時に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。
- (7) 指定管理者の指定管理業務以外における法令違反等により、管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適当と判断されるとき。
- (8) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき。
- (9) 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき。
- (10) 指定管理者から、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部停止を求める書面による申し出があったとき。
- (11) 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。
- (12) その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

## 1 3 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

## 1 4 留意事項

- (1) 接触の禁止  
選定委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合には取り消し）となることがあります。
- (2) 虚偽の記載をした場合の無効  
応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

### (3) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合には、指定管理者候補者選定委員会開催の10日前までに、辞退届を提出してください。

## 15 市内雇用配慮

指定管理業務において、新たに発生する雇用については、率先して恵那市民の雇用促進を図るものとします。

## 16 公租公課の取扱い

指定管理者による公の施設の管理に伴い、当該指定管理者については、法人等にかかる法人市民税（法人県民税）、事業を行う者にかかる事業所得税、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税などの納税義務者となる可能性があります。詳しくは、市役所税務課に、県税については岐阜県税事務所へお問合せください。

なお、指定管理者として指定された者は、指定管理を行う施設を事業所として、必ず恵那市に法人市民税の届出を行ってください。

## 17 問合せ先

〒509-7292 恵那市長島町正家1-1-1

恵那市医療福祉部高齢福祉課

電話 0573-26-2111（内線296826） Fax 0573-25-7294

電子メールアドレス ena-kaigo@city.ena.lg.jp

【別表】リスク分担について

| リスクの<br>種 類 | リスクの内容                             | 負担者 |       |    |
|-------------|------------------------------------|-----|-------|----|
|             |                                    | 市   | 指定管理者 | 協議 |
| 物価変動        | 収支計画に多大な影響を与えるもの                   | ○   |       |    |
|             | それ以外のもの                            |     | ○     |    |
| 資金調達        | 資金調達不能による管理運営の中断等                  |     | ○     |    |
|             | 金利上昇による資金調達費用の増加                   |     | ○     |    |
| 法令等変更       | 管理運営に直接影響する法令等の変更                  |     |       | ○  |
| 税制変更        | 消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更               |     |       | ○  |
|             | 法人税・法人住民税の税率等の変更                   |     | ○     |    |
|             | 事業所税の税率等の変更                        |     |       | ○  |
|             | それ以外で管理運営に影響するもの                   |     |       | ○  |
| 許認可等        | 市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの       | ○   |       |    |
|             | 指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの   |     | ○     |    |
| 管理運営内容の変更   | 市の政策による期間中の変更                      | ○   |       |    |
|             | 指定管理者の発案による期間中の変更                  |     |       | ○  |
| 市議会議決       | 指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期          |     | ○     |    |
| 需要変動        | 大規模な外的要因による需要変動                    |     |       | ○  |
|             | それ以外のもの                            |     | ○     |    |
| 運営費の増大      | 市に要因があるもの                          | ○   |       |    |
|             | 指定管理者に要因があるもの                      |     | ○     |    |
|             | それ以外のもの                            |     |       | ○  |
| 管理運営の中断・中止  | 市に帰責事由があるもの                        | ○   |       |    |
|             | 指定管理者に帰責事由があるもの                    |     | ○     |    |
|             | それ以外のもの                            |     |       | ○  |
| 施設等の損傷      | 指定管理者に帰責事由があるもの                    |     | ○     |    |
|             | 指定管理者が設置した設備・備品                    |     | ○     |    |
|             | 恵那市の所有に属する施設・設備・備品で一件あたり50万円未満のもの  |     | ○     |    |
|             | 恵那市の所有に属する施設・設備・備品で一件あたり50万円以上のもの  |     |       | ○  |
| 債務不履行       | 施設設置者（恵那市）の協定内容の不履行                | ○   |       |    |
| 利用者等への損害賠償  | 市に帰責事由があるもの                        | ○   |       |    |
|             | 指定管理者に帰責事由があるもの                    |     | ○     |    |
|             | 市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの |     |       | ○  |
| 公募要項等       | 公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの                  | ○   |       |    |
| 不可抗力※       | 不可抗力による施設・設備の復旧費用                  |     |       | ○  |
|             | 不可抗力による管理運営の中断                     |     |       | ○  |

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ

■別紙 過去5年間の運営状況

令和2年度

(単位：円)

|           | 事業収益        | 事業費        | 収支         |
|-----------|-------------|------------|------------|
| デイサービス事業  | 59,484,427  | 59,113,281 | 371,146    |
| ショートステイ事業 | 33,204,930  | 22,762,441 | 10,442,489 |
| 居宅介護支援事業  | 10,189,720  | 7,219,839  | 2,969,881  |
| いきいき教室事業  | 7,711,150   | 7,184,164  | 526,986    |
| 合計        | 110,590,227 | 96,279,725 | 14,310,502 |

令和3年度

(単位：円)

|           | 事業収益        | 事業費         | 収支         |
|-----------|-------------|-------------|------------|
| デイサービス事業  | 72,274,825  | 108,500,844 |            |
| ショートステイ事業 | 30,302,698  |             |            |
| 居宅介護支援事業  | 10,343,100  |             |            |
| いきいき教室事業  | 9,966,865   |             |            |
| その他       | 816,123     |             |            |
| 合計        | 123,703,611 | 108,500,844 | 15,202,767 |

令和4年度

(単位：円)

|           | 事業収益       | 事業費         | 収支           |
|-----------|------------|-------------|--------------|
| デイサービス事業  | 53,180,763 | 68,081,041  | ▲ 14,900,278 |
| ショートステイ事業 | 24,792,195 | 25,884,184  | ▲ 1,091,989  |
| 居宅介護支援事業  | 9,316,050  | 8,665,341   | 650,709      |
| いきいき教室事業  | 8,670,080  | 9,128,629   | ▲ 458,549    |
| その他       | 1,711,834  |             | 1,711,834    |
| 合計        | 97,670,922 | 111,759,195 | ▲ 14,088,273 |

令和5年度

(単位：円)

|           | 事業収益        | 事業費         | 収支           |
|-----------|-------------|-------------|--------------|
| デイサービス事業  | 56,781,735  | 68,636,946  | ▲ 11,855,211 |
| ショートステイ事業 | 24,983,658  | 26,021,585  | ▲ 1,037,927  |
| 居宅介護支援事業  | 8,371,340   | 8,709,153   | ▲ 337,813    |
| いきいき教室事業  | 8,244,925   | 9,127,817   | ▲ 882,892    |
| その他       | 5,710,679   |             | 5,710,679    |
| 合計        | 104,092,337 | 112,495,501 | ▲ 8,403,164  |

令和6年度

(単位：円)

|           | 事業収益       | 事業費         | 収支           |
|-----------|------------|-------------|--------------|
| デイサービス事業  | 50,143,175 | 103,286,209 |              |
| ショートステイ事業 | 24,460,156 |             |              |
| 居宅介護支援事業  | 7,593,770  |             |              |
| いきいき教室事業  | 8,963,420  |             |              |
| その他       | 565,611    |             |              |
| 合計        | 91,726,132 | 103,286,209 | ▲ 11,560,077 |



デイサービスセンター 利用状況

(単位：人)

| 介護度別     | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 事業対象者    | 12      | 0       | 32      | 105     | 69      |
| 要支援 1    | 600     | 479     | 346     | 286     | 213     |
| 要支援 2    | 341     | 697     | 536     | 320     | 250     |
| 要介護 1    | 2,687   | 3,595   | 2,731   | 2,452   | 1,940   |
| 要介護 2    | 1,470   | 1,398   | 1,910   | 1,727   | 1,857   |
| 要介護 3    | 730     | 1102    | 1128    | 909     | 569     |
| 要介護 4    | 645     | 638     | 443     | 317     | 350     |
| 要介護 5    | 331     | 225     | 82      | 16      | 52      |
| 全体（延べ人数） | 6,816   | 8,134   | 7,208   | 6,132   | 5,300   |

ショートステイ 利用状況

(単位：人)

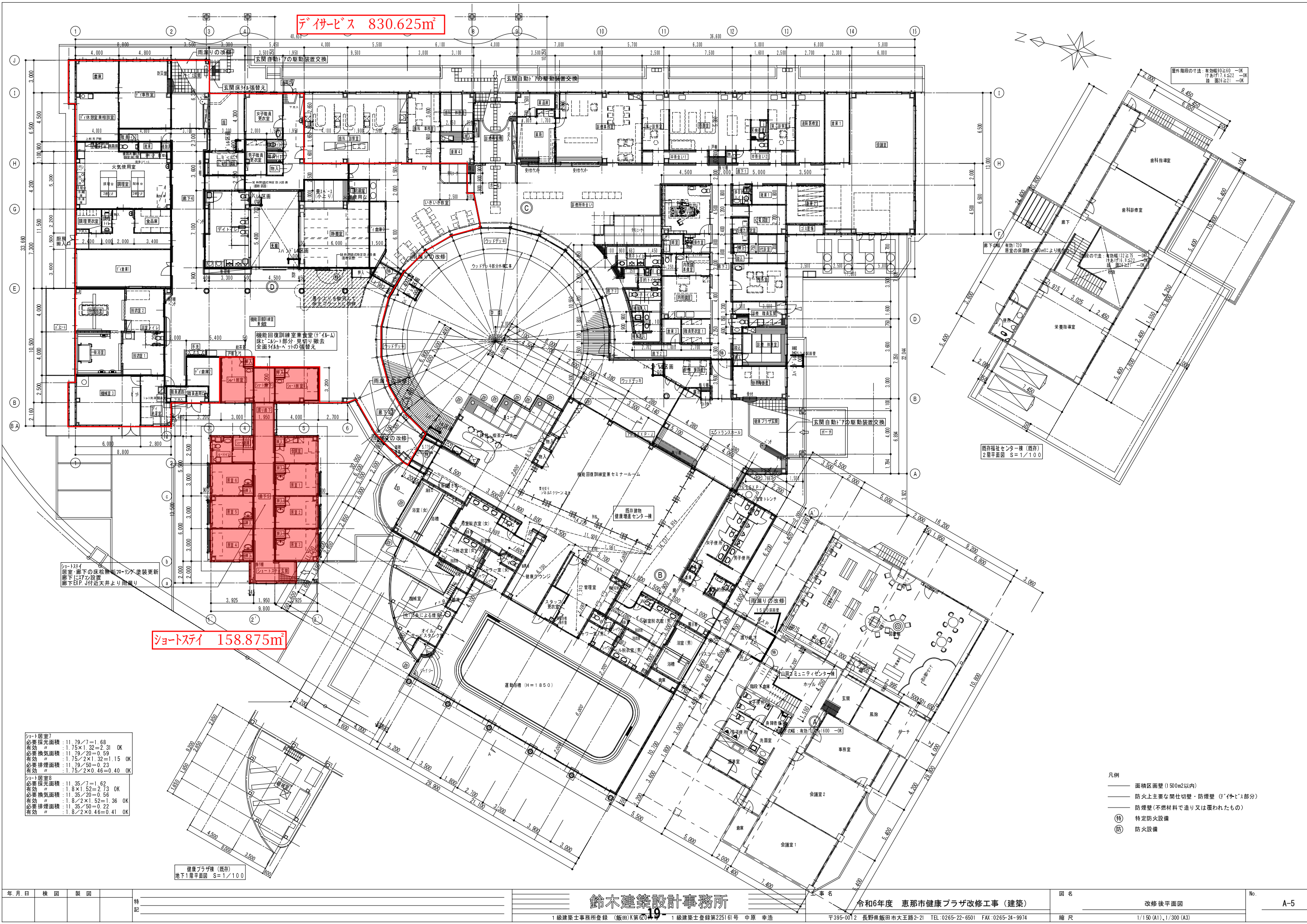
| 介護度別     | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 事業対象者    | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 要支援 1    | 5       | 19      | 9       | 13      | 6       |
| 要支援 2    | 0       | 0       | 0       | 22      | 4       |
| 要介護 1    | 395     | 308     | 359     | 646     | 579     |
| 要介護 2    | 555     | 730     | 636     | 762     | 1,063   |
| 要介護 3    | 794     | 256     | 382     | 430     | 267     |
| 要介護 4    | 807     | 1008    | 360     | 196     | 96      |
| 要介護 5    | 209     | 165     | 272     | 32      | 41      |
| 全体（延べ人数） | 2,765   | 2,486   | 2,018   | 2,101   | 2,056   |

デイサービス 利用者実費負担分

|     |      |
|-----|------|
| 食事代 | 650円 |
|-----|------|

ショートステイ 利用者実費負担分

|      |                                 |        |
|------|---------------------------------|--------|
| 食事代  | 朝食300円・夕食600円・昼食650円<br>(おやつ含む) |        |
| 居住費  | 1 日                             | 1,300円 |
| 洗濯代  | 1 回                             | 100円   |
| テレビ代 | 1 日                             | 100円   |



デイベース 830.625m<sup>2</sup>

ショートステイ 158.875m<sup>2</sup>

ショートステイ  
居室 7  
必要採光面積 : 11.79/7=1.68  
有効 " : 1.75/1.32=2.31 OK  
必要換気面積 : 11.79/20=0.59  
有効 " : 1.75/2.1.32=1.15 OK  
必要排煙面積 : 11.79/50=0.23  
有効 " : 1.75/2.0.46=0.40 OK  
居室 8  
必要採光面積 : 11.35/7=1.62  
有効 " : 1.8/1.52=2.73 OK  
必要換気面積 : 11.35/20=0.56  
有効 " : 1.8/2.1.52=1.36 OK  
必要排煙面積 : 11.35/50=0.22  
有効 " : 1.8/2.0.46=0.41 OK

健康プラザ棟 (既存)  
地下1層平面図 S=1/100

- 凡例
- 面積区画壁 (1500m<sup>2</sup>以内)
  - 防火上主要な間仕切壁・防煙壁 (G・I・P・S部分)
  - 防煙壁 (不燃材料で造り又は覆われたもの)
  - (特) 特定防火設備
  - (防) 防火設備